

新しい総合事業に関する 事業所説明会

平成29年2月8日
大分市長寿福祉課

説明内容

- * 大分市における総合事業の概要 P 2
- * 請求事務について P 7
- * その他 P 17

※今回の説明内容は現時点での案であり、今後変更する可能性があります。



大分市における総合事業の概要

1) サービス利用までの流れ

- 新規でサービスを利用する方
- 要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち 右枠の対象にならない方
- 第2号被保険者(40～64歳)

- 更新時に要支援1・2で介護予防訪問介護・通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方
- 通所型サービスCのみを希望する方
- やむを得ない事情により、緊急にサービスが必要な方

認定申請

基本チェックリスト

要介護
1～5

要支援1・2

非該当(自立)

事業対象者

非該当
(自立)

ケアプラン作成
居宅介護
支援事業所

ケアプランの作成
(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所)

介護サービス
を利用

介護予防サービスを利用
介護予防福祉用具貸
与・
通所リハ・訪問看護等

介護予防・生活支援
サービス事業を利用

一般介護予防事業
(地域ふれあいサロ
ン、健康づくり運動教
室等)を利用

…訪問介護・通所介護のみ利用

2) 基本チェックリスト

基本チェックリストにおいて、次の機能や症状についてチェックを行い、①～⑦のいずれかに該当すれば事業対象者となる。

No.	質問項目	回答		該当する基準	
1	バスや電車で一人で外出していますか	0.はい	1.いいえ		①複数の項目に支障 10項目以上に該当
2	日用品の買物をしていますか	0.はい	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0.はい	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0.はい	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0.はい	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0.はい	1.いいえ	②運動機能の低下 3項目以上に該当	
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0.はい	1.いいえ		
8	15分くらい続けて歩いていますか	0.はい	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1.はい	0.いいえ	③低栄養状態 2項目以上に該当	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1.はい	0.いいえ		
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1.はい	0.いいえ	④口腔機能の低下 2項目以上に該当	
12	BMIが18.5未満である 身長 cm 体重 kg (BMI)	1.はい	0.いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1.はい	0.いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1.はい	0.いいえ	⑤閉じこもり No.16に該当	
15	口の渇きが気になりますか	1.はい	0.いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0.はい	1.いいえ	⑥認知機能の低下 1項目以上に該当	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1.はい	0.いいえ		
18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがある言われますか	1.はい	0.いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0.はい	1.いいえ	⑦うつ病の可能性 2項目以上に該当	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1.はい	0.いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	1.はい	0.いいえ		
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1.はい	0.いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1.はい	0.いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	1.はい	0.いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	1.はい	0.いいえ		

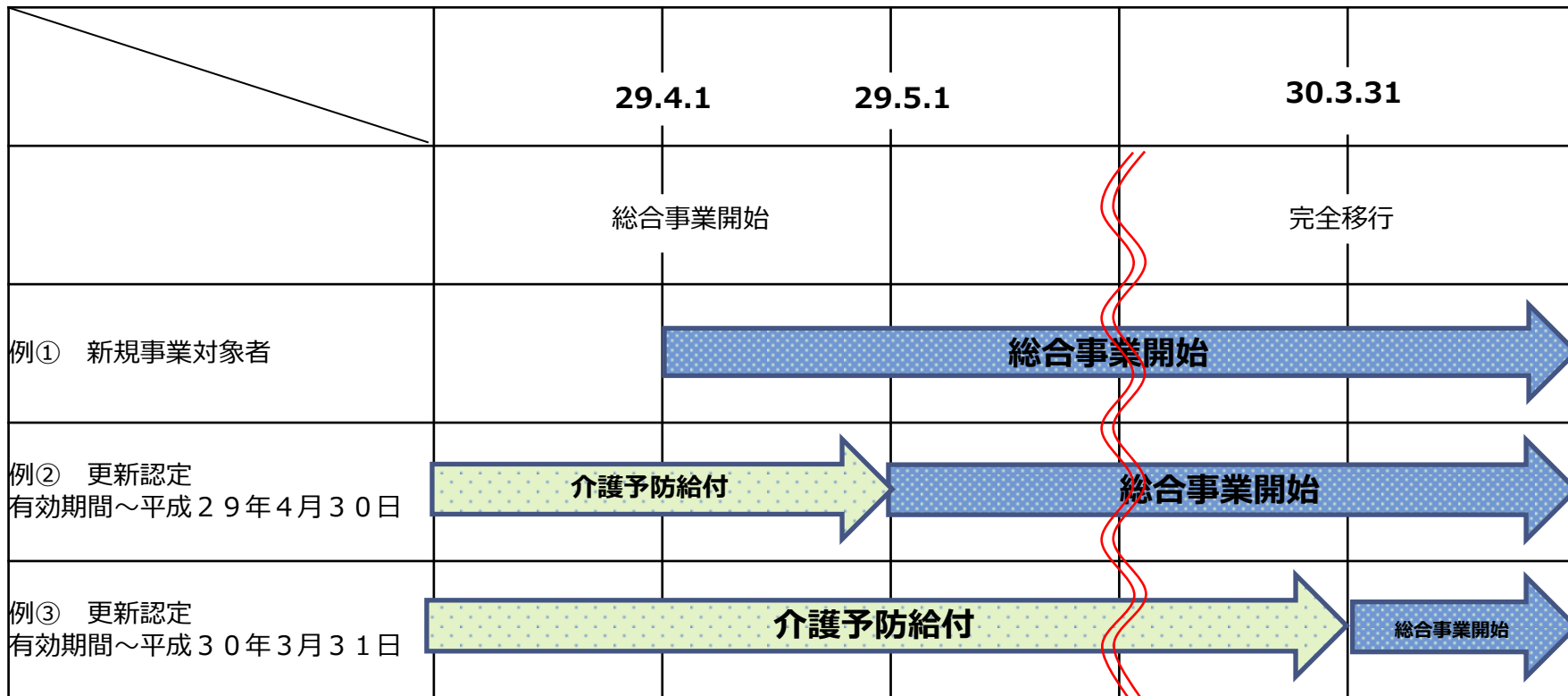
3) 被保険者証(事業対象者)

印字イメージ

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		要介護状態区分等 ①事業対象者		給付制限	
番号		認定年月日 (車注) ②平成29年〇月〇日		開始年月日 終了年月日	
住所		認定の有効期間 ③平成29年〇月〇日 ~平成〇年〇月〇日		開始年月日 終了年月日	
		区分支給限度基準額		開始年月日 終了年月日	
フリガナ		居宅サービス等 ④5,003単位 1月当たり		⑤〇〇地域包括支援センター	
氏名		(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額	届出年月日 ⑥平成29年〇月×日
					届出年月日
生年月日	性別				届出年月日
交付年月日		<div style="border: 2px dashed black; padding: 5px;"> <p>①要介護状態区分：「事業対象者」</p> <p>②認定年月日：基本チェックリストを実施した日</p> <p>③認定の有効期間：2年間</p> <p>④区分支給限度額：5,003単位</p> <p>⑤居宅介護支援事業者：地域包括支援センター名</p> <p>⑥届出年月日：介護予防ケアマネジメントの契約日</p> </div>		入所等年月日	年 月 日
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	4 4 2 0 1 2 大分市 電話 (097-531) 5111			退所等年月日	年 月 日
				入所等年月日	年 月 日
				退所等年月日	年 月 日

見本

4) 総合事業サービスの移行スケジュール



5) -1 訪問型サービスについて（内容、単価①）

サービス種別	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当)		訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
対象者	事業対象者、要支援1・2		事業対象者、要支援1・2	事業対象者、 要支援1・2
サービスコード	A1 (みなし)	A2 (独自)	A3 (定率)	なし
実施方法	事業者指定		事業者指定	業務委託
内容	現行の介護予防訪問介護と同様のサービス。 訪問介護員による身体介護、生活援助等		従事者等による生活援助中心型のサービス（身体介護は行わない） ※ヘルパー旧3級以上または、市が実施する研修受講修了者	リハビリ職による訪問指導 ※通所型サービスCと組み合わせて実施
単価設定の単位	1月あたり		1回あたり	1回あたり
サービス単価	①週1回程度：11,680円 （事業対象者、要支援1・2） ②週2回程度：23,350円 （事業対象者、要支援1・2） ③週2回を超える程度： 37,040円（要支援2）		①20分以上45分未満：1,870円 ②45分以上60分程度：2,200円	3,000円

5) -2 訪問型サービスについて（内容、単価②）

サービス種別	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
想定する対象者	①既利用者で現行サービスの継続利用が必要な人 ②身体介護が必要な人 ③退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 ④心疾患や呼吸器疾患等により日常生活に支障がある人 ⑤認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障が生じる可能性がある人 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	身体介護は必要ないが、家事等の生活援助が必要な人	通所型サービスCを利用している者で、生活機能の低下があり、専門職の関わりで改善が見込まれると判断された者。
サービスの利用回数	週1回程度：事業対象者、要支援1・2 週2回程度：事業対象者、要支援1・2 週2回以上：要支援2	週2回以内：事業対象者、要支援1・2 週3回以内：要支援2	3回限度/3か月
利用者負担	1割（一定の所得以上の利用者2割）	1割（一定の所得以上の利用者2割）	なし
給付制限	なし	なし	なし
限度額管理	あり	あり	なし
事業所への支払い方法	国保連経由で審査、支払	国保連経由で審査、支払	事業所に直接支払

5) -3 訪問型サービスについて（加算・減算）

	訪問介護 (現行の介護予防訪問介護相当)	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)
初回加算	200単位	200単位
生活機能向上連携加算	100単位	なし
介護職員処遇改善加算	所定単位数×8.6%等	なし
介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置	×70%	なし
事業所と同一建物の利用者等	×90%	×90%
特別地域加算	+15%	なし
中山間地域等における小規模事業所加算	+10%	なし
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	なし

6)-1 通所型サービスについて(内容、単価①)

サービス種別	通所介護 (現行の介護予防通所介護相当)		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
対象者	事業対象者、要支援1・2		事業対象者、要支援1・2	事業対象者、要支援1・2
サービスコード	A 5 (みなし)	A 6 (独自)	A 7 (定率)	なし
実施方法	事業者指定		事業者指定	業務委託
内容	現行の通所介護と同様のサービス 身体的機能や生活機能向上のための 機能訓練		閉じこもり予防及び参加者同 士の交流を図るための運動や レクリエーションを行う	日常生活に支障のある生活行為を改善す るために、下記のプログラムを複合的に 実施 ・運動機能の向上 ・口腔機能の向上 ・栄養改善 等 ※訪問型サービスCと組み合わせて実施
単価設定の単位	1月当たり		1回当たり	1回当たり
サービス単価	①週1回程度：16,470円 (事業対象者、要支援1) ②週2回程度：33,770円 (要支援2) ※食事代などの実費は対象外 (利用者負担)		3時間以上：3,330円 ※食事代などの実費は対象外 (利用者負担)	2時間以上 4,500円

6) -2 通所型サービスについて(内容、単価②)

サービス種別	通所介護 (現行の介護予防通所介護相当)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
想定する対象者	①既利用者で現行サービスの継続利用が必要な人 ②食事・排泄・入浴移動時等に状況確認や助言が必要な人 ③退院直後等で状態が変化しやすく、観察や状態に応じた支援が必要な人 ④心疾患や呼吸器疾患等により、日常生活に支障がある人 ⑤認知機能の低下が見込まれ、日常生活に支障を生じる可能性がある人 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	閉じこもり等で社会的交流が必要な人	①ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な人 ②体力の改善に向けた支援が必要な人
サービス利用回数	週1回程度：事業対象者、要支援1 週2回程度：要支援2	週1回：事業対象者、要支援1・2 週2回以内：要支援2	週1回
利用者負担	1割（一定所得以上の利用者2割）	1割 (一定所得以上の利用者2割)	500円/月
給付制限	なし	なし	なし
限度額管理	あり	あり	なし
事業所への支払い方法	国保連経由で審査、支払	国保連経由で審査、支払	事業者へ直接支払

6)-3 通所型サービスについて(加算・減算)

	通所介護 (現行の介護予防通所介護相当)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
生活機能向上グループ活動加算	100単位	なし
運動器機能向上加算	225単位	なし
栄養改善加算	150単位	なし
口腔機能向上加算	150単位	なし
選択的サービス複数実施加算	運動・栄養・口腔のうち 【2つ実施】 480単位 【3つ実施】 700単位	なし
事業所評価加算	120単位	なし
サービス提供体制強化加算	【事業対象者・要支援1】 48単位他 【要支援2】 96単位他	なし
介護職員処遇改善加算	所定単位数×4%	なし
利用者の数が利用定員を超える場合	×70%	×70%
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70%	×70%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%	なし
若年性認知症利用者受入加算	240単位	なし
事業所と同一建物に居住する者等	事業対象者・要支援1 (週1回) -376単位 事業対象者・要支援2 (週2回) -752単位	-70単位



請求事務について

1) サービス種類コードについて

No	サービス種類コード	サービス種類	説明
1	A 1	訪問型サービス（みなし） （介護予防訪問介護相当サービス）	総合事業のみなし指定を受けた事業者が請求するサービス種類
2	A 5	通所型サービス（みなし） （介護予防通所介護相当サービス）	
3	A 2	訪問型サービス（独自） （介護予防訪問介護相当サービス）	平成27年4月1日以降に指定を受けた事業者が請求するサービス種類
4	A 6	通所型サービス（独自） （介護予防通所介護相当サービス）	
5	A 3	訪問型サービスA （市が定めた基準によるサービス）	市が独自に定めた基準・報酬により指定を受けた事業者が行うサービス
6	A 7	通所型サービスA （市が定めた基準によるサービス）	

- 移行期間中（H29.4.1～H30.3.31）は、予防給付と総合事業の請求が混在するので注意してください。
 - 地域単価は介護給付と同様に1単位10円です。
 - 総合事業サービスコードでの請求となるため、サービスコードの設定が必要です。（システム対応が必要です。お使いのシステム会社へ早めに確認をお願いします。）
- ※サービスコード表（CSVデータ）は市ホームページに3月に掲載します。

2) 総合事業での請求開始時期

- 平成29年4月利用分（5月国保連請求）から、総合事業での請求が開始
- 既要支援認定者については、認定の有効期間の終了までは、**予防給付にてサービスを利用（=従来どおりの請求方法）となり**、更新により段階的に移行

対象者	請求方法	
H29.4.1以降に新たに要支援もしくは事業対象者に認定された方	4月サービス利用分から （5月国保連請求）	総合事業での請求 （A1, A5, A2, A6, A3, A7）
H29.4.30まで要支援1（要支援2）の方 ※更新によりH29.5.1以降も要支援1（要支援2）	4月サービス利用分まで （5月国保連請求）	予防給付での請求
	5月以降サービス利用分から （6月以降国保連請求）	総合事業での請求
H30.3.31まで要支援1（要支援2）の方 ※更新によりH30.4.1以降も要支援1（要支援2）	H30.3月サービス利用分まで （H30.4月国保連請求）	予防給付での請求
	H30.4月以降サービス利用分から （H30.5月以降国保連請求）	総合事業での請求

3) ケアマネジメント区分と支給限度額

総合事業では、現行の「介護予防支援費」に相当する「介護予防ケアマネジメント費」が新設

利用者状態区分ごとに利用できるサービスとその支給限度額は以下のとおり。

- 総合事業サービスのみの利用については「**介護予防ケアマネジメント費**」を請求
- 予防給付のみ、予防給付＋総合事業サービスの利用については「**介護予防支援費**」を請求

(単位：10円)

利用者区分	サービス利用パターン例		ケアマネジメント	支給限度額(月)
事業対象者	総合事業(訪問サービス)のみ		介護予防 ケアマネジメント費	5,003単位
	総合事業(通所サービス)のみ			
	総合事業(訪問・通所)のみ			
要支援1	予防給付のみ		介護予防支援費	5,003単位
	予防給付＋	総合事業(訪問)		
		総合事業(通所)		
総合事業(訪問・通所)のみ		介護予防 ケアマネジメント費		
要支援2	予防給付のみ		介護予防支援費	10,473単位
	予防給付＋	総合事業(訪問)		
		総合事業(通所)		
総合事業(訪問・通所)のみ		介護予防 ケアマネジメント費		

4) 「総合事業サービス費（介護予防ケアマネジメントを除く）」の請求

- 総合事業では、サービス費（事業費）について、現行の給付と同様に国保連合会に請求を行い、国保連合会から支払いが行われます。

国保連合会へ請求するサービス

【現行の介護予防訪問介護相当サービス（A1・A2）】

【現行の介護予防通所介護相当サービス（A5・A6）】

【訪問型サービスA（A3）（事業者指定のみ）】

【通所型サービスA（A7）（事業者指定のみ）】

現行と同じく、翌月10日までに国保連合会にサービス費請求を行います。

給付管理業務は、現行と同様に地域包括支援センターが行います。

5) 「介護予防ケアマネジメント費」の請求事務

- 現行どおり、国保連合会を通じたの請求です。
※請求方法が新しいシステムを使っての請求となりますので、ご注意ください。
- 「介護予防ケアマネジメント費」の請求事務について、地域包括支援センター向けに3月上旬に国保連合会より説明会が開催されます。

6) -1 総合事業費（介護予防ケアマネジメントを除く）の月額包括報酬の日割り

【介護予防給付サービスとの変更点】

月途中で利用者と契約開始又は解除した場合
⇒契約日を起算日として日割りで算定

【対象サービス】

訪問型サービス（みなし・独自）

通所型サービス（みなし・独自）

※月額包括報酬の日割り請求に係る適用については、参考資料の資料4をご覧ください。

6) -2 第1号事業費（介護予防ケアマネジメントを除く）の月額包括報酬の日割り

事例①



月の途中で利用開始の契約を締結した場合
⇒ 契約日を起算日とした日割り請求

① 契約日と同月にサービスを利用した場合				
期間 事業	5/1	5/10	5/15	5/31
		契約日	利用開始日	
予防給付サービス		報酬算定期間（日割なし）		
総合事業サービス		報酬算定期間（日割請求）		

6) -3 第1号事業費（介護予防ケアマネジメントを除く）の月額包括報酬の日割り

事例②

契約日の翌月からサービスの利用が開始された場合
 ⇒翌月の利用開始月から算定（日割りなし）

①契約日の翌月からサービスの利用が開始された場合				
期間 事業	4/30	5/1	5/15	5/31
	契約日		利用開始日	
予防給付サービス		 報酬算定期間（日割りなし）		
総合事業サービス		 報酬算定期間（日割りなし）		

6) -4 第1号事業費（介護予防ケアマネジメントを除く）の月額包括報酬の日割り

事例③

月の途中で契約を解除した場合

⇒ 契約解除日を起算日とした日割り請求

③月の途中で契約を解除した場合				
期間 事業	5/1	5/10	5/15	5/31
	契約日		契約解除日	
予防給付サービス	← 報酬算定期間（日割なし） →			
総合事業サービス	← 報酬算定期間（日割請求） →			

※ 「資料4（日割り表）」を参照

7) 住所地特例対象者のサービス事業利用について

・ 住所地特例とは

介護保険の被保険者は住所地の市町村が保険者となることが原則
 ⇒ただし「住所地特例施設」に入所等し、その施設の所在地に住所を移した場合、
 例外として施設入所等前の住所地の市町村が引き続き保険者となります。

	住所地特例者 大分市に居住 / A市保険者	(住所地特例ではない) A市に居住 / A市保険者 大分市でサービスを受ける
事例	A市から大分市内の住所地特例対象施設へ入所等し、サービス事業を受ける場合	A市に住所を有する者が、大分市で事業サービスを受ける場合
認定申請等	認定申請⇒A市 基本チェックリスト ⇒大分市内の地域包括支援センター	認定申請⇒A市 基本チェックリスト ⇒A市の地域包括支援センター
被保険者証発行	A市	A市
ケアマネジメント	大分市の地域包括支援センター等	A市の地域包括支援センター等
利用できるサービス	大分市のサービス	A市のサービス
事業者指定	大分市	A市 (大分市の事業者はA市に申請が必要) ※みなしサービスを提供する場合
費用負担	A市	A市

※ 他市町村に住民票が有り、住所地特例対象者ではない者が、大分市内の事業所を利用した場合の請求等については、直接、**該当保険者**にお問い合わせください。

8) 介護予防・日常生活支援総合事業における公費の取扱いについて

	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 6	A 7	A 8
	訪問型サービス (みなし)	訪問型サービス (独自)	訪問型サービス (独自/定率)	訪問型サービス (独自/定額)	通所型サービス (みなし)	通所型サービス (独自)	通所型サービス (独自/定率)	通所型サービス (独自/定額)
12 生活保護	○	○	○	○	○	○	○	○
25 中国残留	○	○	○	○	○	○	○	○
81 原爆助成	○	○			○	○		
58 全額免除※1	○	○						

※1：特別対策（障害者施策）

9) 介護予防・日常生活支援総合事業費の過誤申立てについて

1 概要

- 介護予防・日常生活支援総合事業費の請求内容に誤りがあり、その請求が国保連を通過してしまった場合
⇒事業所等から保険者に過誤申立てを行い、当該請求を取り下げるもの

2 提出期限

- **毎月15日**（15日が閉庁日はその前の開庁日）まで
 - 長寿福祉課 1階窓口へ提出
- ※被保険者番号で「H」の方は、生活福祉課へ提出

3 留意事項

過誤申立てを不要とする場合

- 国保連の審査により「返戻」となった場合
- 居宅介護支援事業所などが作成する給付管理票のみに誤りがあり、それを修正すれば解決できる場合

※「介護予防・日常生活支援総合事業費」 明細書の取り消しについての様式については、参考資料の「資料1～3」をご参照ください。

10) 利用者負担に関する制度

- **高額介護予防サービス費に相当する事業等**

「高額介護予防サービス費相当事業」及び「高額医療合算介護予防サービス費相当事業」を実施

※指定事業所によるサービス事業が対象

介護給付・予防給付における利用者負担額の軽減制度に相当

- **保険料を滞納している方への給付制限と同様の措置について**

「総合事業サービス事業」→**適用しません**

※要支援者に対する予防給付では従来どおり適用

	介護予防給付	総合事業サービス
要支援認定者	給付制限 <u>あり</u>	給付制限 <u>なし</u>
事業対象者		給付制限 <u>なし</u>

【参考】 負担割合証（見本）

事業対象者の負担割合証は現行の『介護保険負担割合証』を利用する予定としています。

注意事項

- 一 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口提出してください。
- 二 介護サービス又は介護予防・生活支援サービス事業のサービスの要した費用のうち、「適用期間」に応じた「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。（居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払はありません。）
- 三 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の適用期間の終了年月日に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 六 利用時支払額を三割とする措置（給付額減額）を受けている場合は、この証に記載された利用者負担の割合よりも、当該措置が優先されます。

キリトリ

キリトリ

キリトリ

⑳ 介護保険負担割合証

交付年月日

被 保 険 者	番 号			
	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日		性別	
利用負担の割合	適 用 期 間			
割	開始年月日 終了年月日			
割	開始年月日 終了年月日			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;"> 見本 </div>			

大分市

電話 097(534)6111



11) 事業対象者の認定申請に伴うサービス利用について

総合事業給付
 予防給付・介護給付
 自己負担

1. 事業対象者 ⇒ 要支援者
 (事業対象者が要支援決定後、予防給付サービス利用開始した場合)

サービス内容		
総合事業サービス	訪問・通所	
介護予防給付サービス	⋮	福祉用具・訪問看護等
認定申請等の経過	● 申請日 (有効期間開始日)	■△ 認定日(決定日) (サービス導入日)

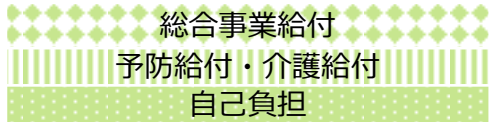
2. 事業対象者 ⇒ 要支援者
 (事業対象者が認定申請後、福祉用具等のサービス暫定利用し、要支援認定された場合)

サービス内容		
総合事業サービス	訪問・通所	
介護予防給付サービス	⋮	福祉用具・訪問看護等
認定申請等の経過	● 申請日 (有効期間開始日)	△ サービス導入日 (暫定)
		■ 認定日 (決定日)

3. 事業対象者 ⇒ 要介護者
 (事業対象者が要介護決定後、介護給付サービスを利用開始した場合)

取扱い介護区分	サービス内容	
総合事業サービス	訪問・通所	
介護給付サービス	⋮	訪問・通所 福祉用具・訪問看護等
認定申請等の経過	● 申請日 (有効期間開始日)	■△ 認定日(決定日) (サービス導入日)

12)-1 認定決定前に、総合事業の継続と予防給付サービスの利用を開始し、要介護となった場合



4. 事業対象者 ⇒ 要介護者

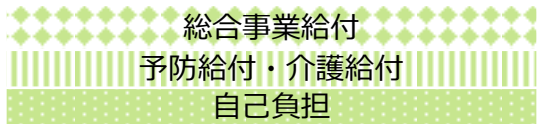
(暫定プランにて介護給付の利用開始日から**要介護者**として扱った場合)

自己負担

サービス内容			
総合事業サービス	訪問・通所	訪問・通所	
介護給付サービス			訪問・通所
			福祉用具・訪問看護等
認定申請等の経過	● 申請日 (有効期間開始日)	△ サービス導入日 (暫定)	■ 認定日 (決定日)

- ・ 認定有効期間開始日は●（申請日）
- ・ 包括と居宅で連携を取っている場合は、△（サービス導入日）より要介護者として扱うので、居宅の届出の変更年月日は△（サービス導入日）の日付を記載する。

12) -2 認定決定前に、総合事業の継続と予防給付サービスの利用を開始し、要介護となった場合



5. 事業対象者 ⇒ 要介護者

(介護給付の利用開始日まで**事業対象者**として扱った場合)

サービス内容				自己負担
総合事業サービス	訪問・通所			
介護給付サービス		福祉用具・訪問看護等	訪問・通所 福祉用具・訪問看護等	
認定申請等の経過	● 申請日 (有効期間開始日)	△ サービス導入日 (暫定)	■ 認定日 (決定日)	

- ・ 認定有効期間開始日は●（申請日）
- ・ ■（認定日）より要介護者として扱うので、居宅の届出の変更年月日は■（認定日）の日付を記載する。

13) -1 事業対象者の方の認定申請時の注意点

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & A

【平成27年3月31日】

問4 基本チェックリストによりサービス事業対象者として介護予防ケアマネジメントを申請し、総合事業の訪問型サービスを利用していた者が、要支援認定申請を行い、介護予防支援の**暫定プランに基づいて**総合事業の訪問型サービスと福祉用具貸与を利用していたところ、要介護1と判定された場合は、総合事業の訪問型サービスの利用分は全額自己負担になるのか。

（答） 要介護認定は申請日に遡って認定有効期間が開始し、また要介護者はサービス事業を利用することができないため、サービス事業のサービスを利用した事業対象者が要介護1以上の認定となったことにより全額自己負担となることを避けるため、介護給付の利用を開始するまでの間はサービス事業によるサービスの利用を継続することを可能としている。お尋ねの場合、要支援認定申請と同時に、給付サービスである福祉用具貸与の利用を開始しているため、申請日に遡って要介護者として取り扱うか、事業対象者のままとして取り扱うかによって、以下のような考え方となる。

① 要介護者として取り扱うのであれば、事業のサービスは利用できないため総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担になり、福祉用具貸与のみ給付対象となる。

② 事業対象者のままとして取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担となる。

13) - 2 事業対象者の方の認定申請時の注意点

12)-1及び2にあるように、利用者の自己負担が発生する場合がありますので、以下のことに注意してください。

- 暫定プラン等でのサービス利用のプラン作成は、上記をふまえて注意して作成すること。
- 利用者へ自己負担が発生する場合は、その説明を必ず行うこと。
- 認定申請中は、認定結果が出るまで、請求しないこと。



その他

1)- 1 訪問型・通所型サービスCについて

サービス種別	通所型サービスC	訪問型サービスC
対象者	事業対象者、要支援1・2	
サービス内容	<p>日常生活に支障のある生活行為を改善するために、下記のプログラムを複合的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動機能の向上 ・口腔機能の向上 ・栄養改善 等 	<p>リハビリ職による訪問指導</p> <p>※必要な方に対し、通所型サービスCと組み合わせて実施</p>
サービスの利用回数	週1回（2時間以上）、3カ月間	3カ月間の通所型サービスCを利用中に3回を限度
サービス単価	4,500円/回	3,000円/回
利用者負担	500円/月	なし

1)-2 訪問型・通所型サービスCについて

【通所型サービスC】

○人員基準

- ・管理者：専従1以上 ※他の職務と兼務可
- ・理学療法士または作業療法士：1名以上
- ・保健師または看護職員：専従1名以上
- ・補助員等（運動指導員等）：利用者5～14名に1名、利用者15～20名に2名以上
- ・その他専門職 実施するプログラムに応じて、管理栄養士、歯科衛生士、言語聴覚士

○実施場所

- ・実施地域内の事業者の関連施設、または地域の公民館、その他の公的施設等において実施（受託法人において、会場を確保すること）

【訪問型サービスC】

- ・通所型サービスCと合わせて実施できる事業所に委託予定
- ・実施者は理学療法士または作業療法士とする

※募集等に関連したスケジュールについては、今後ホームページに掲載予定

1) - 3 訪問型・通所型サービスC実施地域分けについて

エリア	実施地域	担当中学校（小学校）区
中央	①	上野ヶ丘（金池、長浜） 碩田（荷揚町、中島、住吉） 滝尾（滝尾、下郡、森岡）
	②	王子（大道、春日町の一部、西の台の一部） 大分西（八幡、神崎、春日町の一部、西の台の一部）
	③	城東（津留、舞鶴、東大分） 原川（日岡、桃園） 明野（明野東、明野西、明野北）
西部	④	南大分（南大分、豊府） 城南（城南、荏隈） 賀来（賀来）
	⑤	植田（植田の一部、宗方の一部） 植田西（横瀬、横瀬西、植田の一部、宗方の一部） 野津原（野津原東部、野津原中部、野津原西部）
	⑥	植田東（敷戸、鴛野、寒田） 植田南（東植田、田尻）
	⑦	竹中（竹中） 判田（判田） 戸次（上戸次、戸次） 吉野（吉野）
東部	⑧	大東（明治、松岡、明治北） 東陽（高田、川添、別保）
	⑨	鶴崎（鶴崎、三佐） 大在（大在、大在西）
	⑩	坂ノ市（坂ノ市、丹生、小佐井） 佐賀関（佐賀関） 神崎（こうざき、大志生木）


・中央・西部・東部 の3エリアに分け、1事業所が1エリアを選び、同エリア内で複数の教室を持つことは可能とする。

※ 今年度まで実施中の元気はつらつ教室とは異なった地域分けとしている。

1)-4 訪問型・通所型サービスCについて

<開始までのスケジュール>

	29.3月末	4月	5月	6月～
長寿福祉課	事業所募集内容 HP等掲載	4月中旬 事業所募集締切	5月中旬 6月開始分締切	
事業所				

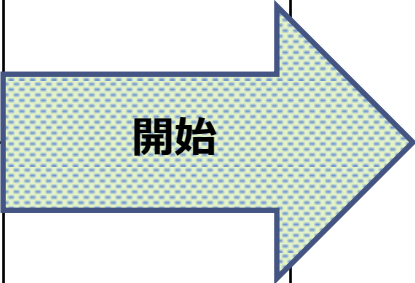


申請

研修会

通所実施会場
確保・プログラム
計画等、開始準備

包括とサービス
担当者会議・
カンファレンス
等



開始

2)-1介護予防ケアマネジメントの担当者（一部委託）の変更点

一部委託が可能な対象者については下記の者に**一部変更**する。委託にあたっては初回のアセスメント時に地域包括支援センターが立会い、サービス担当者会議前の原案確認、評価の提出をもって全てのケースに関与すること。（※プランの継続・変更の場合は必要により同席。現行相当サービスに変更する場合は包括へ要相談）

	総合事業開始に伴い、初回のアセスメント時に包括の立会いが必要な対象者	従前の委託方法で対応可能な対象者
一部委託可能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規申請の要支援者で初めて総合事業サービスを利用する者（予防給付との併用も含む） ・ 一部委託している要支援者で、更新時に<u>事業対象者となった者</u> ・ 要介護から要支援者となり、<u>総合事業サービスを利用するもの（予防給付と総合事業サービスを併用する者も含む）</u> ・ その他包括が一部委託が適当と判断する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援者（新規・更新）で、<u>予防給付のみ利用する者</u>
一部委託不可	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問型サービスC、通所型サービスCのみ希望する者で、事業対象者となった者 ○やむを得ない事情により緊急にサービスが必要な者で、事業対象者となった者 	

2)-2 すでに一部委託している利用者のケアマネジメント業務の流れ

1 総合事業サービスの利用開始前に必要となるケアマネジメント業務

(1) サービス開始前のアセスメント（居宅・包括との同行訪問）

- ・利用者の有する能力、すでに提供を受けているサービス等その置かれている環境等の評価を行う
- ・利用者の自立を支援する上で解決すべき課題を把握し、適切なサービスを検討すること

(2) 総合事業サービスをケアマネジメントするための契約締結（包括）

- ・総合事業の重要事項・契約について説明を行い、契約の締結を行う（総合事業サービスの利用開始前まで）

利用するサービス	サービス開始前のアセスメント	契約締結
総合事業サービスのみ	○	○
総合事業サービス 予防給付	○	○
予防給付のみ	×	×

※すでに一部委託している予防給付のみの利用者は、上記の業務は不要

2)-3 すでに一部委託している利用者のケアマネジメント業務の流れ

2 サービス開始前のアセスメント（居宅・包括の同行訪問）については、以下の手順も参考にしてください。

(1) 利用者ごと確認

- ・認定有効期間終了日
- ・認定区分（要支援1・2）
- ・サービス内容（総合事業サービスを利用するか）

⇒「要支援1・2の認定を受けている方へ」等を参考に、手続き方法を選択

(2) 基本チェックリスト実施 事業対象者確認申請書提出

- ・居宅が基本チェックリストを実施（包括立会いのもと）
- ・申請書はチェックリスト実施後、1カ月以内に提出すること

(3) 契約締結 アセスメント

- ・契約期間開始日は契約を締結した日

※ (2) (3) は同日実施も可

□ は、
居宅・包括
同行で実施

(2) 更新申請手続き

- ・通常どおり居宅が更新申請を行う

認定結果が要支援

(3) 契約締結 アセスメント

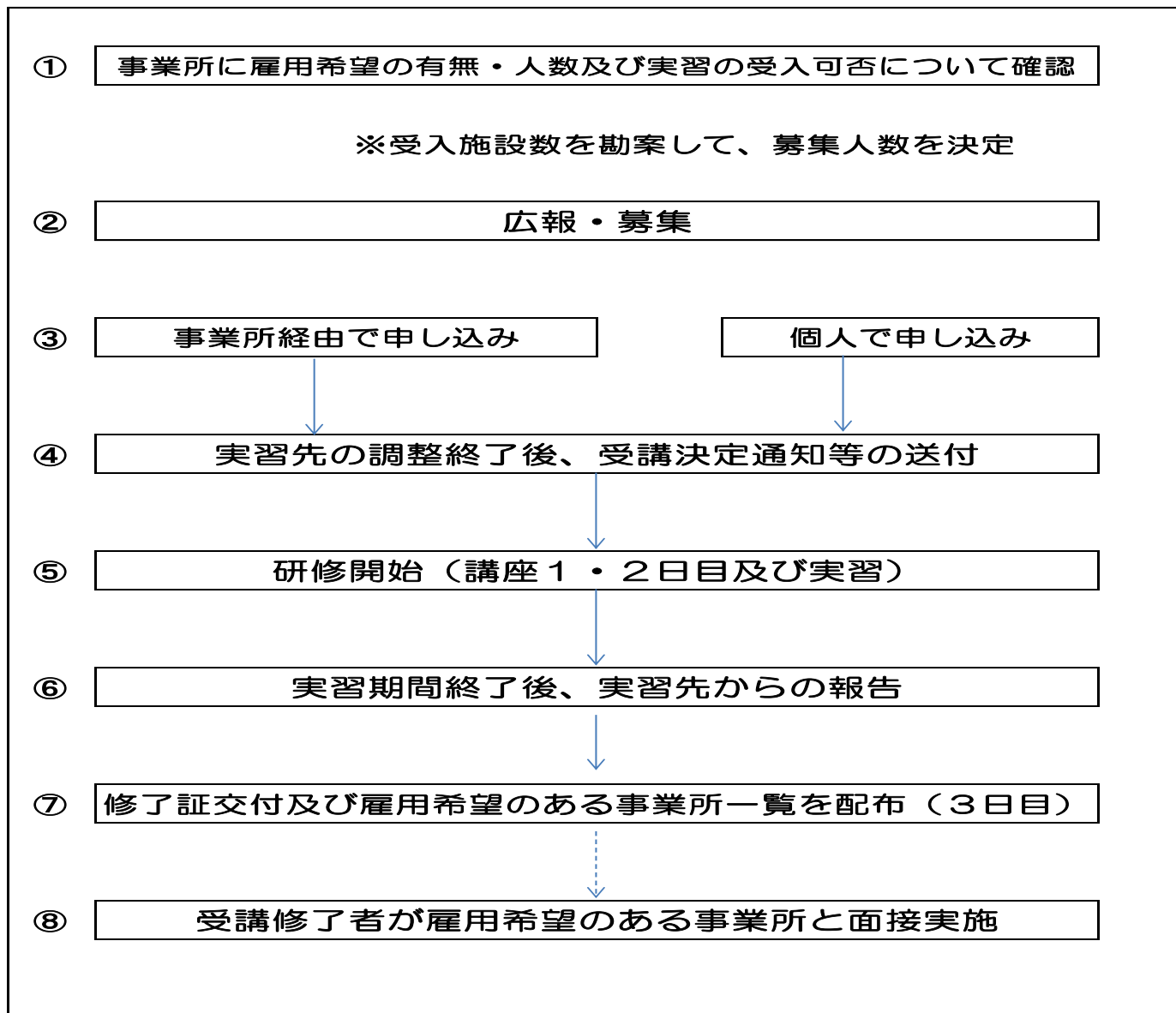
- ・契約期間開始日は契約を締結した日

- (4) ケアプラン原案の作成（居宅）
- (5) サービス担当者会議前のケアプラン原案確認（包括）
- (6) サービス担当者会議（居宅）
- (7) ケアプランの説明・同意・交付
- (8) サービス開始
- (9) プラン期間終了時にあわせて評価票の提出（居宅）
- (10) 次期のプランの継続・変更の場合、アセスメントの同行は必要により実施。サービス内容が変更になる場合（例：緩和型サービスから現行型サービスに変更など）は、包括に要相談。

3)-1 訪問型サービスA養成研修について（案）

	項目	内容	日数	時間	
1	福祉サービスの基本視点を理解していること	①福祉理念とケアサービスの意義について （自立支援・自己決定・自己実現とは）	1日目 （5時間）	2時間	
2	福祉制度とサービスに関する知識	②介護保険・総合事業の概要等について ③大分市の介護保険サービスについて ④地域包括支援センターについて			
3	高齢者の基礎知識	⑤高齢者の身体・精神的特徴の理解		1時間	
		⑥高齢者に多い疾患の基礎知識		1時間	
	（認知症サポーター養成講座）	⑦認知症の理解と接し方について		1時間	
4	ホームヘルプサービスに関する知識	⑧ホームヘルパーの職業倫理		2日目 （5時間）	1時間
		⑨ホームヘルプサービスの業務内容と役割			1時間
5	サービスの利用者及びその家族に関する知識	⑩サービス利用者の心理と接し方について	1時間		
6	リスクマネジメント	⑪事故発生時・緊急時の対応について	1時間		
7	個人情報保護	⑫個人情報及び秘密保持について	1時間		
8	具体的な援助方法・技術及び関連する知識	⑬訪問介護員と同行訪問	4時間		
		（支援目標や自立支援計画を知る）			
9	普通救命講習	⑭普通救命講習（消防局実施）	3日目 （5時間）	3時間	
10	修了証書交付・マッチング支援	⑮研修終了後の活動について（事業所リスト配布）		2時間	

3)-2 訪問型サービスA養成研修について(案)



4)-1 指定申請について

新しい総合事業に関する項目について（大分市ホームページ）

<http://www.city.oita.oita.jp/www/contents/1484787672201/index.html>

	提出期限	事前協議
介護予防訪問介護 相当サービス	平成29年2月15日 (水)	不要
訪問型サービスA		
介護予防通所介護 相当サービス		
通所型サービスA		必要 (書類提出までに完了)

※平成29年4月1日より事業開始の場合

4)-2 指定申請について（提出書類）

訪問介護および通所介護の指定をすでに受けている事業所については、届け出ている内容に変更なければ、以下の書類のみ提出してください。

必要書類	様式	備考
チェック表	チェック表	
指定申請書	様式第6号	
事業所の指定に係る記載事項	付表1、付表6-1等	
申請者の定款、寄附行為等		申請時に間に合わない場合は 後日追加提出可
申請者の登記事項証明書又は条例等		
従業員の勤務の体制及び勤務形態	参考様式1	
事業所に係る組織体制図		
事業所の平面図		通所型サービスAのみ
運営規程		
介護保険法に伴う誓約書	参考様式19	
大分市暴力団排除条例に伴う誓約書	参考様式16	
役員・管理者等名簿	参考様式17	
サービス費の請求に関する書類	別紙2 別紙1-2(25) 別紙1-2(26)等	介護予防訪問介護相当サービス及び 介護予防通所介護相当サービスのみ
重要事項説明書		

※審査の必要に応じ、追加で提出を求める場合があります。

※変更がある書類があれば、適宜追加して提出してください。

質問票の受付について

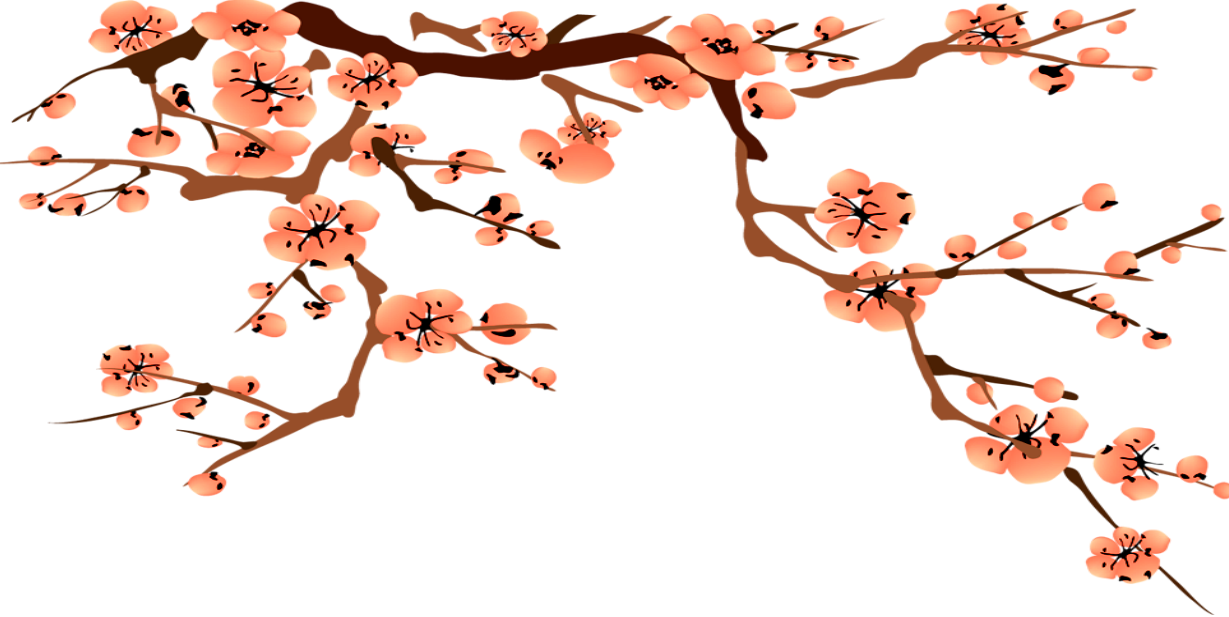
- ・ 本日の説明会でご不明な点等ありましたら、別添の質問票をご提出ください。
- ・ 締切は**2月22日(水)**です。

※他の事業者との情報共有のため、原則として大分市ホームページにQ & Aとして掲載します。

【掲載場所】

大分市ホームページ

トップページ»こんなときには»介護・高齢者»介護保険サービス等事業者の方へ/介護保険サービス事業者の方へ



長時間お疲れ様でした。

お問い合わせ先

担当班	連絡先	項目
介護給付担当班	(097) 537-5742	・ 請求事務に関すること
地域支援担当班	(097) 537-5746	・ 訪問型・通所型サービスCに関すること ・ 介護予防ケアマネジメントに関すること ・ 訪問型サービスA養成研修に関すること
事業推進担当班	(097) 537-5744	・ 事業所指定申請に関すること ・ 指定基準に関すること